

現代会計学の誤解と迷走

田中 弘

Misunderstandings and Confusion in Modern Accounting

Hiroshi Tanaka
Kanagawa University

【概要】 本稿は、現代会計学の理論と実務に潜む誤解と、その結果としての迷走をあぶりだそうとするものである。論じているのは、次の4点である。

(1) 世の中に広まる「学問の自由」や「科学者」に関する幻想や誤解は数え上げたらきりが無い。「科学」と思っていたことが金まみれの技であったり、「(科)学者」と言われる人が剽窃・盗用の常習者であったり、平和利用を隠れ蓑にした兵器開発など、科学・学問の暴走とも見える例は少なくない。さて、日本学術会議はそうした科学・学問の暴走を止める力があるのだろうか。

(2) 会計ルールの設定は、伝統的に企業会計の実務のなかから一般に公正妥当と認められたところを要約するという帰納的アプローチを採ってきた。しかし、帰納的アプローチでは新しいタイプの取引や事象に対応するのが困難であるとか、会計ルール相互の首尾一貫性や整合性が取れないなどの問題が指摘されていた。こうした問題を解決するために会計ルールを理論的な体系になるように演繹的に開発することが求められるようになり、その手段として登場したのがコンセプチュアル・フレームワークである。果たして狙い通りにコンセプチュアル・フレームワークは問題の解決に役立っているであろうか。

(3) 法は、しばしば、形式を重んじるために、取引や事実の実質よりも外形を重視した規定を設けることがある。会計では、そうした法の形式よりも、取引や事実の経済的実質を重視した会計処理・報告をするべきである、と言われることがある。これを「実質優先原則」という。なるほど、と思わせる話ではあるが、では、経済的実質を開示することを理由に、法を破ることが許されるのであろうか。

(4) 今の会計では、企業の生産・販売活動に伴って発生した環境破壊・大気汚染・健康被害などの予防と回復に掛かるコストは認識(計上)しない。そうしたコストは製造・販売者である企業は頼かむりで、別の誰かが負担するか被害を受けてきた。ものをつくって販売している企業は、こうしたコストを負担しない分、利益をかさ上げしてきたのである。「利益は私有化され、

費用・損失は社会化（つまり社会負担）される」のだ。企業が社会正義に反することを続けても、それを会計が馬鹿正直に事業活動の成果として計算・報告するというのは何ともやりきれない話ではないか。

【キーワード】 概念フレームワーク、実質優先原則、GDP、日本学術会議

【Summary】 This paper attempts to expose the misunderstandings that lurk in the theory and practice of modern accounting and the resulting confusion. The following four points are discussed.

(1) There is no end to the number of illusions and misunderstandings about “academic freedom” and “scientists” that are widespread in the world. There are many examples of what we thought were “science” as money-laden techniques, people who are said to be “(scientific) scholars” are habitual plagiarists, and weapons development that use peaceful use as a cover are examples of runaway science and scholarship. Now, does the Science Council of Japan have the power to stop such runaway science and scholarship?

(2) Traditionally, the establishment of accounting rules has taken an inductive approach by summarizing what is generally accepted as fair and reasonable from the practice of corporate accounting. However, it has been pointed out that the inductive approach is difficult to respond to new types of transactions and events, and that accounting rules are not coherent and consistent with each other. In order to solve these problems, it became necessary to develop accounting rules in a deductive manner so that they became a theoretical system, and conceptual frameworks emerged as a means of doing so. Does the conceptual framework help to solve the problem as intended?

(3) The law often makes provisions that place more emphasis on external form than on the substance of transactions and facts, in order to value formality. It is sometimes said that accounting and reporting should focus on the economic substance of transactions and facts rather than on the form of law. This is called the “substance over forms.” But, is it permissible to break the law on the grounds of disclosing economic substance?

(4) The current accounting does not recognize the costs incurred in the prevention and recovery of environmental destruction, air pollution, health hazards, etc. that occur in the production and sales activities of companies. They have been borne not by the companies that manufacture and sell them but someone else has borne or suffered damage. Companies that make and sell things have increased their profits because they do not bear these costs. “Profits are privatized, and costs and losses are socialized (i.e., socially burdened).” Even if a company continues to do things that are contrary to social justice, it is not a good idea for accounting to foolishly calculate and report it as the result of business activities.

目 次

- I 学問が暴走したら誰が止めるのか—雲の上の日本学術会議—
 - 1 87万人の科学者
 - 2 科学者は何をしてきたか
 - 3 学問の暴走

- 4 「ブレーキのない車」
- 5 論文の撤回
- 6 定義を変えると
- II 科学革命と会計の概念フレームワーク論—「理論が先」か、「実務が先」か—
 - 1 科学革命とコンセプチュアル・フレームワーク
 - 2 考えるための準拠枠
 - 3 会計は「経済を見るメガネ」の1つ
 - 4 会計の「新しいメガネ」?
 - 5 プラグマティズムを捨てるのか
 - 6 医学も経済学もピースミール・アプローチ
- III 会計における「実質優先原則」の不思議—法を破ってもよいのか—
 - 1 新しいリース会計基準
 - 2 実質優先主義とは
 - 3 法と会計基準の役割
 - 4 離脱規定
 - 5 コモン・ロー諸国の実質優先原則
 - 6 国際会計基準からの離脱
 - 7 コモン・ロー諸国の離脱規定
 - 8 「300万円ルール」
 - 9 アメリカでは基準逃れが横行?
- IV 価値判断を放棄した経済学と会計学—GDPも純利益も悪徳で栄える—
 - 1 利益は私有化、損失は社会化
 - 2 善と悪の経済学
 - 3 腑に落ちない話
 - 4 マンデヴィル『蜂の寓話』
 - 5 売春も麻薬も GDP
 - 6 株式市場は「富の奪い合い」
 - 7 反社会的事業報告書

I 学問が暴走したら誰が止めるのか—雲の上の日本学術会議—

少し前「日本学術会議」が話題になった。菅義偉政権（当時）が、学術会議が推薦した会員候補の一部を任命拒否したとか、学術会議が再考を促すとか、雲の上の話かもしれないが、見ようによっては「生々しい」一面も垣間見える。

任命拒否は、岸田文雄政権に引き継がれており、2023年8月には学術会議のあり方を検討する有識者懇談会を立ち上げている。

世の中に広まる「学問の自由」や「科学者」に関する幻想や誤解は数え上げたらきりがないであろう。「科学」と思っていたことが金まみれの技であったり、「(科)学者」と言われる人が剽窃・盗用の常習者であったり、平和利用を隠れ蓑にした兵器開発など、科学・学問の暴走とも見える例は少なくない。さて、学術会議はそうした科学・学問の暴走を止める力があるのだろうか。それとも、そうした地上の強欲や不正とは無縁の「雲の上の存在」なのであろうか。

1 87万人の科学者

任命拒否された学者の皆さんは、きっと拒否された理由について思い当たる節があるのではな

かろうか。そのことが何であるかは管政権も当人も明言していない。菅氏は、官僚に対しては、意に沿わぬ者は更迭も辞さないと公言していた人である。任命拒否された人たちは、きっと管氏の意に沿わないのであろう。管氏はどの点が意に沿わないのかを言わない。管氏が言わない以上、拒否された面々は反論のしようがない。

「学の独立」は理念・理想であって、個々の研究者が独自の資金で研究する場合には可能かもしれないが、国の研究資金（例えば、文部科学省の「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）」（「科研費」と略称されることが多い）などを得ようとすれば、それ相当の配慮をしなければ採択されないであろう。

日本学術会議は、「我が国の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約87万人の科学者を内外に代表する機関」であり、「210人の会員と約2000人の連携会員によって職務が担われて」いるという（日本学術会議のホームページ）。私は、40年間も大学の教員であったし、文科省の科研費も何度か頂戴し、研究者番号（10064875）も割り振られているから、たぶん、私は「社会科学の分野の学者（科学者）」の1人とカウントされているはずである。ただし、天からの声が私に届いたことは1度もない。同僚や仕事仲間、研究会のメンバーなどからも「声がかかった」といった話は聞かない。学術会議とやらはほとんどの学者・研究者にとって雲の上の存在なのだ。

2 科学者は何をしてきたか

学術会議の会員なり連携会員が「我が国の…科学者を内外に代表」する科学者だというのが、そうであるとすれば、その会員・連携会員は、内外に科学者集団の意見や研究成果を発信することが重要な仕事になるはずである。そして、その発信をする前には、当然に、自分が所属する科学者集団（私の場合は日本の会計学会・界）に「内外に発信すべき意見」の内容を問いかけるはずである。会員や連携会員が、独断で、あるいは政府や官僚の意向を忖度して、科学者集団の意見や研究成果を勝手に作文したり個人の意見を「学界の総意」として発信するようなことをすれば「科学者を…代表する」とは言えなくなる。

ところが、私が日本の学者集団の一員になってから50年を超えるが、一度もそうした意見照会や意見のとりまとめのようなものはなかった。学会が組織として議論したという記憶もない。所属したのは、日本会計研究学会、日本経営学会、国際会計研究学会、日本監査研究学会で、どこかの学会の理事や評議員に選ばれたこともあるが、その理事会や評議員会で「話題」になったことすらない。

取り上げるべき問題がないから学会も動かない、ということもあるかもしれない。しかし、伝統的な会計が立脚してきた「貨幣的測定の公準（貨幣価値一定の公準）」が適合しなくなるほどインフレが進行した時期にも、学会は内向きの議論に終始し、外（経済界、監督官庁など）への働きかけはなかった。記録の「客観性」「検証可能性」が重要だと言いながら、客観的でも検証可能でもない「時価会計」が導入されたときにも学会は動かなかった。

極めつけは、国際会計基準（IAS、IFRS）である。期間損益計算を使命とする会計を、企業売買情報の提供の用具に塗り替えようという、コペルニクスでさえ仰天するような「ちゃぶ台返し」にあっても、日本の会計学会（界）は、外に向かっては「沈黙は金」を貫いてきた。

3 学問の暴走

任命拒否問題が盛んに話題となっていたころ、朝日新聞に、実に興味深い記事が載った（2021年4月22日）。

「東大の大学院で社会学を教える出口剛司教授は昨秋、オンライン授業で学術会議の問題を取り上げた際、学生にこう聞かれて驚いた。『学問が暴走したときは誰が止めるのですか』。自らの認識と違い、学生に『研究者は社会に大きな影響力を持つ特権的な立場だ』とされていることに気づいた。」

研究者・学者が「特権的な立場だと思われる」のではなく、研究者・学者が自らを「特権的な立場にいる」と考えているのではなからうか。研究者自身がそうした特権意識を持っていることは間違いない。そうでなければ学生を「指導」することなどできない。

任命拒否された学者は、政治（政権）が「専門家を軽視している」と批判するが、特定の学者が学会・学界の意見を代表していることはまずありえない。学会・学界の意見を代表するようなペーパーなり本を書いたら、「コピー学者」として嘲笑されるだけである。

では、学者が自説を展開すればどうなるか。学者としてなすべきはこちらであるが、日本学術会議の会員を選ぶという視点からは、その学者は「他の学者の意見を反映していない」として排除されるかもしれない（今回の任命拒否の理由は、もしかしたらこの辺にあるのかもしれない）。特定の学問領域において「科学者を代表する」ような見識などは、少なくとも社会科学においては「抽出不能」と言ってよい。もしも、そのような知見・見識が存在するとすれば、その学問領域には論争とか意見の対立もなく、存在意義さえ疑われる。

研究者・教員は、概して「上から目線」で「教えよう」とする。自分が知らないことがテーマに上ったときでも、「これはじっくり考えなければなりませんー」などといってはぐらかす。決して、自ら学生の目線に立ち戻って一緒に考えようとはしない。学生から、あるいは、学界外の人から「自分が知らないこと」「考えたこともないこと」を尋ねられたとき、どう対応するかで学者の真価が問われる。

「（私は）知らない！」と答えるような学者なら、安心してついて行ける。この研究者は、「知っていること（答えられること）」と「知らないこと（答えられないこと）」が区別できるのだ。

4 「ブレーキのない車」

科学史・科学哲学の村上陽一郎氏の「科学観」と、村上氏が描く「科学（界）のありさま」を紹介する。

「科学は、それが面白いと思う人々が、それなりの教育、訓練、経験を積んで、専門家集団を造ると、その人々の研究の成果として生み出された新しい知識は、その集団の中だけで蓄積され、流通し、消費され、あるいは評価された。専門家集団の中での知識の集積…を読む読者は、内部の人間（ピア）だけであって、外部の人間が読むことはほとんどありえない。専門家はひたすら『仲間』に読んでもらうためにだけ、論文を書くのである。」（村上陽一郎『科学の現在を問う』講談社現代新書、2000年、28頁）

若いころの私もそうであった。30代から40代にかけて、年に何本かのノルマを自分に課して、せせと、「誰か仲間に読んでもらいたい」「論文の数にカウントしてもらいたい」とばかり、で

も、「きっと誰も読まないだろうな」という安心感！もあって、外国論文の紹介をしたり、誰かの書いた本の書評を書いたり、たまに自分の書きたいことを原稿にしたり、要するに、村上氏の言われるように、会計界という狭い世界を相手にしてきたのだ。

そんな世界に何年か棲んでいると、気が付くことがいくつかある。まず、自分が書いたものが批判されることはない、ということである。おそらくは、読んでもらっていないのであろう。2つ目は、自分も、他の若い研究者が書いた論文を読んでも批判することもなく、仕事仲間が書いたもの以外は、次第に読まなくなってくる。村上氏も言う。

「科学者は、常に、共同体内部の同業者にのみ目を向け、同業者の評価だけを求めて、自己完結的な営みを重ねているという点では、極めてユニークなカテゴリーに属すると考えられる。責任をとらなければならない相手がいるとすれば、それは同業者だけであって、そのような特殊な事態を、『真理の追究』という美しい言葉で粉飾してきたとさえ言えるかもしれない。」村上『科学者とは何か』新潮選書、1994年、104-105頁)

そうした社会（学会・学界）では、「研究の推進にブレーキをかけたり、あるいは現在進んでいる方向に修正を求めたりすることがすべて『悪』として拒絶されるのであれば、それは『ブレーキ』ばかりか、ギアもハンドルさえもなく、アクセルだけが備わった車でなくて何であろうか。」(同上)

「ブレーキもハンドルもなく、アクセルだけが備わった車」が走り出したら、どうなるであろうか。自分の運転する車にブレーキもハンドルもないのだ。自分がどのように暴走、迷走、逆走しようとも、自分で止められないだけではなく、周りと同じような車を運転する同業者ばかりで、誰も止めようとしな。そのうちに、暴走・迷走しているという意識さえ失い、「皆もやっている」「これが正常なんだ」と思えるようになってくる。村上氏は、科学者（研究者）の不正について、次のように述べている。

「研究者が不正を働かない保証はどこにもない。…最も典型的な場面は、データのごまかしである。すべての理論、仮説、議論は、実験や観察によって入手されたデータによって、裏付けられている、というのが、科学における前提である以上、データに信頼性が置けないとすれば、科学の根底から崩れることになりかねない。しかしまた、最も誘惑の大きいのもこの場面である。」(同上、89-90頁)

こうしたデータのごまかしを英語では「マッサージ」と呼ぶそうである。手元にある「ジーニアス英和辞典」（電子版）にも「massage（数字・情報などを）ごまかす、改ざんする」という意味が紹介されている。会計の世界では、「鉛筆を舐める」とか「数字をいじる」という表現があるが、英語では、ちょっと数字をいじるときは「料理する（cook）」といい、それがひどくなると「こんがり焼く（roast）」となり、元の数字がわからなくなるほどの操作は「焼き尽くす（burn）」と言うそうである。言いえて妙である。

ところで、今回の日本学術会議騒動を村上氏はどのように見ているか、気になるところである。「村上陽一郎 日本学術会議」で検索してみたところ、*WirelessWire News* というメルマガに次のような意見が記載されていた（2020.10.7.抜粋）。

「実際、今回の件で、自分の学問の自由を奪われた人は、一人もいません。強いていえば、任命を見送られた方の中で、学術会議会員の資格の欲しかった方は、希望の就職の機会を奪われたことになるわけですが、それも就職の際には、常に起こり得ることと言わねばなりませんし、ど

んな推薦があっても採用されないという人は出るものです。採用されなかった人に、その理由を細々と論って説明する義務は、選考側には通常は無いはずではないでしょうか。」

5 論文の撤回

昭和大学の麻醉科学講座の講師が書いた論文に捏造や改ざんが見つかったという。それも、2015年から2020年に発表した計142本の論文に不正があったという（うち、117本に捏造や改ざんがあったらしい）。報道（朝日新聞、2021年5月29日）によれば、2012年にも、東邦大学の麻醉科学教員の論文で大量の不正が確認され、172編で捏造が認定されているという。

世界の科学者（特に自然科学の領域の学者）は、専門領域の学術雑誌に投稿し、他の同業者による査読（ピア・レビュー）という審査を経て論文が掲載される。いったん学術雑誌に掲載された論文が、後で捏造とか改ざんがあったとして撤回されることもある。「出版後査読（post-publication peer-review）」と呼ばれる。

論文不正を監視するウェブサイト「リトラクションウォッチ（Retraction Watch）」によると、世界で論文撤回数が最も多いのが、上の東邦大学教員で、今回確認された昭和大学教員の論文がすべて撤回されれば3番目になる可能性があるという。このサイトによれば、上位（不名誉な上位）10人のうち、なんと4人が日本人なのだ。上記の昭和大学元講師の論文117本が撤回されれば、世界のワースト10のうち半分を日本人が占めることになるという（2021年5月29日現在）。どうやら日本は「論文不正大国」らしい。

実験結果やデータを扱う理系の場合は、捏造や改ざんが「証明」されやすいが、社会科学系の場合は、捏造だろうが改ざんだろうが、剽窃だろうが、やりたい放題と言ってよい。商業誌の場合は上に紹介した「ピア・レビュー」などのチェックはないし、大学の紀要に掲載する論文も同僚などのチェックを受けることはほとんどない（上司や指導教授が若い教員の論文に「いやがらせ」に近い「指導」をすることはよく耳にするが）。

社会科学の領域でピア・レビューがあるとすれば、学会等の学術誌に掲載する論文の場合である。この場合も、投稿論文と同じ領域の研究者がいればレビューは可能だろうが、世界が狭いために当たり障りのないレビューでお茶を濁すことが多い。もっと悪いことに、レビューがある雑誌に若い研究者が投稿しなくなったり、レビューを引き受ける研究者を見つけれずに論文が掲載されない事態を招くことである。

そんなことから、わが国の社会科学の領域では、被害を受けた本人（たとえば、元論文の執筆者）が「これは剽窃だ！」とあって騒ぎ立てない限りは問題にされることはない。

ある学会でのことであるが、なんと、私が書いた論文を読み上げる人物がいた。別の学会では、私の新著の内容を自説であるかのように報告した人物がいた。どちらの会場にも私がいたのであるが、報告者は気が付かなかっらしい。極め付きは、私の書いた論文を100頁以上もコピーして、博士号を取った「学者」もいた。学位審査でさえいい加減なのだ。日本の会計界は、ばれなきゃいいとばかりの「剽窃天国」である。

6 定義を変えると

『世界を変えた14の密約』（ジャック・ペレッティ著、関美和訳、文藝春秋、2018年）という本の中に、ドキッとすることが書いてある（それも、1つや2つではなく、てんこ盛りに書いてあ

る)。中には「科学の暴走」としか言えないようなことも書いてある。少し紹介する。

最近のコロナ対応で、「朝食抜き」から自宅で3食になり、運動不足も重なって体重が増えたという方も多いであろう。最近の体重計（ヘルスマーター）は賢い。体脂肪率もBMIも筋肉量も瞬時に計算してくれる。ヘルスマーターは、「やせ」、「標準」、「やや肥満」とか「肥満」あるいは「過剰」といったことまで判定して教えてくれる。だから、体重計に乗りたい日もあれば乗りたくない日もある。

皆さんは、いかがであろうか。「標準」と判定されて安心されている方も多いと思う。ところが、この本には、「肥満の定義」を変えれば、普通の人たちを「肥満」か「太りすぎ」に分類できると書いてある。

本書によると、身長と体重からはじき出す「BMI」は「科学的に見えるように」作られた指標で、これを当てはめると、世界最速のウサイン・ボルトは「肥満」に分類されるという。少し前の私のテニスコーチは、毎日、6時間から8時間くらいテニスコートに立って、へたくそな私どもの、どこに飛んでくるかわからないボールの相手をしていたが、体調を崩して病院へいったところ、医者から言われたのは「運動不足ですね」。よほど手抜きのレッスンをしていたらしい。

その「BMI」であるが、製薬会社の資金援助による研究を基に「太りすぎ」の基準を「27」から「25」に下げた。突然、「普通の人」が「太りすぎ」の仲間入り。ダイエット用の薬が売れ、保険料が上がり（アメリカの話）、…ダイエットに誘う。それが危ない。人を太らせ、メタボにし、以前よりも太る体質になることを秘して、ダイエット食品を売りまくる。ダイエットとりバウンドを繰り返させることで金づるにする。不安を売り物にすると金になるらしい。

「高血圧」の定義を変えれば、きっと私も高血圧の薬を処方され、成人の定義（年齢）を変えれば、いままでお酒を飲めなかった若者が堂々と乾杯でき、ビール会社が最高益を更新する、ということか。

この本の「はじめに」に書いてあるのが「問題を作り出して、解決策を売る」という事業である。この手の「問題を作り出す」には悪魔の知恵がないといけない。ペレットティは言う。「いまある病気を治療するのではなく、現代生活そのものを薬に依存させればいい。現代生活につきものの不安やノイローゼに健康被害のラベルを貼ることで、病気を発明したのだ。」「製薬会社はもはやただ病気を治しているだけではダメで、病気を作り出すのが仕事になった。」

科学の衣をまとっているが、内実は「科学の暴走」ではなかろうか。

Ⅱ 科学革命と会計の概念フレームワーク論 — 「理論が先」か、「実務が先」か—

法の世界には、最高法規として憲法がある。実は、一般にはあまり知られていないが、会計の世界にも憲法と目されているものがある。それを「コンセプチュアル・フレームワーク（概念フレームワーク）」という。アメリカの会計ルール（FASBの定める会計基準）にもあり、国際会計基準（IFRS）にもある。「討議資料」という位置づけではあるが、日本の会計ルールにもある（企業会計基準委員会「（討議資料）財務会計の概念フレームワーク」2006年12月）。

会計ルールの設定は、伝統的に企業会計の実務のなかから一般に公正妥当と認められたところを要約するという帰納的アプローチを採ってきた。しかし、帰納的アプローチでは新しいタイプ

の取引や事象に対応するのが困難であるとか、会計ルール相互の首尾一貫性や整合性が取れないなどの問題が指摘されていた。こうした問題を解決するために会計ルールを理論的な体系になるように演繹的に開発することが求められるようになり、その手段として登場したのがコンセプチュアル・フレームワークである。いったい、コンセプチュアル・フレームワークとは何ものなのだろうか。

1 科学革命とコンセプチュアル・フレームワーク

会計以外の世界ではコンセプチュアル・フレームワークといったものがあるのだろうか。そうした疑問に答えるには、少し歴史をさかのぼる必要がある。コンセプチュアル・フレームワークという名前が、16世紀の半ばから17世紀末にかけて集約的に起こったとされる「科学革命 (Scientific Revolution)」に由来するからである。

「科学革命」というと、少し年齢が上の方なら、アメリカの科学哲学者、トーマス・クーンがパラダイム理論とともに提唱した「科学革命 (scientific revolutions)」を想起されるのではなかろうか。16-17世紀の科学革命は、英語表記をご覧いただくとわかるように固有名詞であり、歴史上の特定の事件・事象を指しているのに対して、クーンの提唱した科学革命は、英語表記のとおり、複数形の普通名詞である。

前者のいう科学革命は、科学史の村上陽一郎教授によれば「アリストテレスやプトレマイオスの地球中心説が、コペルニクスの太陽中心説に、アリストテレス的な運動論がガリレオ、デカルト、ニュートンの力学に、ガノレス流の生理学がハーヴィー以降の生理学に、それぞれ置き換えられる過程の集積」(村上陽一郎『文明のなかの科学』青土社、1994年、137頁)を指している。要するに、錬金術や魔女からの決別とでも言おうか。

こうした、古い、あるいは伝統的な理論と近代的な理論との置き換えは、研究と経験を積み重ねた進歩の結果として起こったものとはまったく異質で、科学の進歩における「非連続性」を意味している。すなわち、この置換過程は「すっかり違った説明体系が、突然過去の伝統を断ち切って、それらを置換する形で出現する」(村上、同上、139頁)。

天動説をいくら精緻な理論体系に組み立てても、地動説は生まれない。この時期の科学は、それまでの伝統的な解釈を延長・精緻化するのではなく、これを捨てることによって近代的な理論に到達したのである。それが16世紀後半から17世紀という特定の時代に起こったために、固有名詞として「科学革命」という言葉が使われているのである。

ではなぜ、科学は階段を登るように段階的に進歩しなかったのか、そうした突然の置き換えが生じたのはなぜか。これを説明する道具として使われたのが「コンセプチュアル・フレームワーク」であった。

2 考えるための準拠枠

多くの科学史家の説によれば、科学革命が起こったのは、「同じデータを前にしていても、それをどのように『考える』か、理解するか、解釈するか、その『考えるための準拠枠』が変化した」(村上、同上)からであるという。「考えるための準拠枠 (conceptual framework)」はまた「考えるための道具 (conceptual apparatus)」、あるいは比喩的に「考えるための帽子 (thinking cap)」などと呼ばれた。

同じ太陽と地球の運動を観察していても、太陽が動いているという認識とは違った「思考の帽子」をかぶってみると、前とは違った認識結果を生み出し、それゆえにまた、異なった理論体系を作り上げるというのである。要するに、メガネを換えてみたら「見える世界の姿」が変わったのである。

いままで赤い色のレンズがついたメガネをかけて世界を見ていたが、青い色のレンズがついたメガネに換えてみたら、見える世界が一変したという話である。赤い色のメガネのときは太陽が地球を回っていたのに、青いメガネで見たら地球が太陽の周りを回っているように見えるということである。

3 会計は「経済を見るメガネ」の1つ

このことは、経済学とか会計学といった学問の世界でも同じである。例えば、経済学は、マクロ経済・ミクロ経済というフィルターを通して、あるいは「経済というメガネ」をかけて、社会における経済現象を観察している。法律学は、法という用具（フィルター、メガネ）を使って社会の有様と動きを観察し、会計学は、会計というフィルター（メガネ）を通して経済社会と経済現象を観察し、観察結果を記録・計算している。では、なぜフィルターやメガネが違うのであろうか。

それは、学問ごとに目的が違うからである。例えば、経済学は、経済の仕組みを解明し、その仕組みを通して問題解決を図ることを目的とする学問であり、法律学は、社会の安定と円滑な活動を保証するために法的な規制と規律を与えるための学問である。

だから、会計学で考える利益や資本と、法律で考える利益や資本が違うのは当たり前であり、さらに税法が違う利益を考えるのは至極もつともな話である。最初から誰もが認める「正しい利益」「正しい資本」の概念があるわけではない。それぞれの世界がそれぞれのメガネ（フィルター）を通して「正しい」かどうかを考えているのである。

4 会計の「新しいメガネ」？

コンセプチュアル・フレームワークは、この「メガネ」なり「フィルター」のことだということである。コンセプチュアル・フレームワークは、具体的に示することができる形の、例えば文書化されたフレームワークとか準拠枠があるということではなく、また、近代科学における知識体系や理論体系だけを指している訳でもない。15世紀には15世紀のコンセプチュアル・フレームワーク（ものを見るメガネ）が存在したのであり、そのメガネが、16世紀の半ばから17世紀末あたりの時代に、新しい色のメガネと置き換えられたと考えようというのである。

では、なぜ会計は新しいメガネを必要としたのであろうか。このことを考えるには、40年前から資産負債アプローチに傾斜してきたアメリカのFASBの歴史を振り返る必要があるが、本稿ではそこまで踏み込む余裕がないので、最近のアメリカ会計界がコンセプチュアル・フレームワークを必要としている背景を説明したい。

アメリカは経済が先進的であることから不正も先進的なものが多い。会計をめぐる不正も世界に先駆けて新しいテクニックが発明される。アメリカ証券取引委員会（SEC）などの監督官庁はそうした不正を予防・早期発見するために新しい会計基準や監査技法を開発する。アメリカの会計基準は、会計不正を後追いで叩いてきたために、「消火基準」とか「火消し基準」と揶揄され

てきた。アメリカの会計基準は、「体系的」とか「論理的」というよりも、パッチワーク的に作られてきた面を否定できない。

こうしたピースミールのアプローチや問題解決型アプローチは評判がよくない。問題が発生してから「消火活動」を始めるというのは付け焼刃だというのである。経済の発展とともにつぎつぎに発生してくる問題を解決するためには、理論体系をしっかりと組んで、どのような問題が発生してもその理論体系で対処できるのがよいとされる。

ゴルフやサッカー、テニスなどのスポーツ（競技）には、ルールブックがある。そのルールブックには、競技上で発生するあらゆる事態に対処できるように、細々としたことと同時に、そのスポーツのスピリッツまで書いてあるものもある。

テニスコートやサッカーのグラウンドという限られた場所で、限られた道具を使って、しかも大きな権限を持っている審判がいる競技では、予想外の事態が発生することはまれで、しかも、そうしたことが発生したときは、審判がそのスポーツのスピリッツ（分かりやすいのは「フェア・プレイ」）に基づいて判断する。会計もこうあるべきだというのである。

つまり、そのスポーツ（競技）のスピリッツを明らかにしたうえで、そのスピリッツに基づいたルールブックを作成するようにすれば、あらゆる事態に即座に（つまり競技中にでも）対処できる。会計でも、会計のスピリッツ、会計の精神をフレームワークとした準拠枠をあらかじめ決めておけば、想定していなかった事態やこれまで経験したことがない取引や事象に遭遇しても即座に対応できるはずである。そこで、そうしたオールマイティな準拠枠、つまり、会計のコンセプト・フレームワークを作ろうというのである。

思えば会計理論といっても、現在、世界中の国々が採用している会計には理論体系と呼べるほどのものは多くない。せいぜい、資産の評価基準（原価法、時価法、低価法）、原価配分の方法（減価償却、棚卸資産の先入先出法、平均法…）資本と利益の区別、継続性の要求、実現・発生・対応の概念など、数え上げるのに両手も必要がない。会計とは、事業の稼ぎ（儲け）がいくらになるかを計算する技術であって、その計算に、16世紀あたりに誕生した複式簿記のテクニクを使わざるを得ないのであるから、高尚な哲学や高等理論などを持ち込めるはずもない。そうした哲学や理論を持ち込んだとしても、それは「路地裏のスポーツカー」になってしまう。使えない。

ところが、である。アメリカの会計界が、驚いたことに、こうした数少ない会計の理論を捨てて、新しいコンセプト・フレームワークを作って（つまりメガネを換えて）、会計理論と会計実務を改革する道を選んだのだ。それも、これまでの会計の歴史の中で1度も経験したことがない会計の世界（企業売買に役立つ情報を提供する会計）を構築しようというのだ。まさしく、会計に科学革命を起こそうというのである。

5 プラグマティズムを捨てるのか

アメリカはプラグマティズムの国と言われる。多くの国民が「役に立つかどうか」を判断基準としていて、「科学的真理」とか「絶対的真理」などは存在しないと考えてきたはずである。プラグマティズムというのは、もともと「科学的な真理」などというものは存在しないと考えることから出発している。

社会思想史の佐伯啓思教授によれば、プラグマティズムの基本的なものの見方は、「絶対的真

理というものがあれば、それは科学的手段でちゃんと分かっていくわけだから、真理は真理として客観的に存在することになるが、そんなものは存在しない。だから全部実際の生活の中でどういうふうに役に立つかで、その有用性を見出していこう」（「(対談) アメリカニズムを超えて」『諸君！』1998年10月、佐伯教授の発言）というものである。

アメリカを大きく特徴づけているといわれるプラグマティズムであるが、会計の世界では従来からあまり評判がよくない。会計（学）は、いつも実務が先行し、後追いで理論（ルール）が形成されてきた。しろうとの目で見ると自然科学も、観察結果や実験結果が先行して、理論が後追いでいるように映る。要するに「必要は発明の母」であって、理論は先行する実務や実験結果を筋道を立てて説明するものであったのである。

しかしそれでは、いつまで経っても理論は「実務の理論化」「実務の妥当性の論証」「実験結果の理論化」に終始してしまう。いつまでも「先行する実務や実験結果を正当化するための理論づくり」というのでは、科学者としてむなしい。できることならば、理論を先に構築し、実務や実験をリードしたい。これが科学者の願いではなかろうか。

6 医学も経済学もピースミール・アプローチ

1つの科学の理論体系とか中心概念を先に定めてから、その論理的展開として「実務」「実践」が行われるという話は、きわめて「論理的」で美しいが、会計以外の領域ではいかがであろうか。

われわれ社会科学を学ぶ者があこがれる西洋医学の世界では、「眠れないときは睡眠薬」「痛いときは鎮痛剤」「熱がでれば解熱剤」、つまり対症療法であり、ピースミール・アプローチを採っているのである。ガンの治療法を研究しているときに白内障や水虫の治療法との整合性を考える医学者はいまい。同様に解熱剤の開発をするときに、目薬や皮膚炎の薬との間に論理的一貫性が必要だと考える薬学者もいないであろう。医学も薬学も、ピースミール・アプローチを採っている。

こうした話は、医学や薬学ばかりではなく、社会科学でも同じである。経済学者の佐和隆光教授は、経済学も同じ事情にあるとして、次のように書いている。

「近代ヨーロッパが生み、大戦後のアメリカにおいて生まれた近代経済学を、肯定的に扱うにせよ否定的に扱うにせよ、それは決して、歴史的にも空間的にも、すべてを覆いうるような普遍的なものではない。言いかえればそれは、欧米という社会、近代という時代画期に固有の特異的（ローカル）な性格をもっており、異なる社会や時代においても通用するような、絶対普遍的〈科学〉では断じてありえない。」（佐和隆光『経済学とは何だろうか』岩波新書、1982年、45頁）

コンセプチュアル・フレームワークは決して「あらゆる事象・事態に対処できる万能薬」ではない。新しい取引や未経験の事象に対応するためにフレームワークからルールを「論理的に」導出してみたら、その新しいルールが新しい取引や事象をうまく説明できないこともありうる。また、経済環境や社会体制の変化などによってフレームワークそのものが旧式化・不適応化することは十分にありうる。

フレームワークからの論理的な展開で適切な「解」を見出せない場合には、コンセプチュアル・フレームワークを手直しするしかない。そこでは論理的な展開が役に立たないのであるから、ピースミール・アプローチを採用せざるをえないであろう。アメリカのFASBがいかに精緻

なフレームワークを作ろうが、国際会計基準の設定主体が独自のコンセプチュアル・フレームワークを構築しようが、そこから先はピースミールの的に問題を解決していくしかない。

コンセプチュアル・フレームワークは、いわば大工がカンナとノコギリを手に入れたという話である。それから先、住民みんなの要望に合った快適な住まいを建てるには、どんな建材を使い、どこに玄関や窓をつけ、どこに釘を打てばいいか、といったことは経験を積み重ねて、いわゆるピースミールの的に修得していくしかない。そう考えると、会計基準の形成には、コンセプチュアル・フレームワークという「揺りかご」からスタートするにしろ、絶えずそのフレームワークの妥当性を検証する必要がある、その検証は、演繹的というより、ピースミールのに（帰納法的に）するしかない。

カール・ポパーも次のようなことを主張している。全体論的アプローチを採る歴史主義者やユートピア主義者は「つぎはぎの繕い」や「何とかかんとかやっていく」というピースミール・アプローチにはいつも不満を唱えるが、社会研究を「科学」に高めようとするならば、個々の研究者は歴史主義やユートピア主義の迷妄を捨てて、漸次的工学に徹する必要がある、と（ポパーの主張は、佐和、同上書、104-105頁による）。

話はここで終わらない。世界の会計界が作り上げたコンセプチュアル・フレームワークにはいくつかのバージョンがあるが、いずれも、会計の目的を「投資意思決定情報の提供」、つまり、投資家が欲しがる財務情報を提供するのが会計だと措定している。はたして、そんな大それたことを言ってもよいのだろうか。「投資家」といっても色々であるし、投資の目的や手段もさまざまである。投資家の意思決定がどのようなものであるかは、財務論とか投資論が専門とする領域の話であって、会計の得意とする領域ではない。案の定、「投資のしろうとが作り上げたコンセプチュアル・フレームワーク」は、その後の会計界を大混乱に導いてしまった。このことについては、別の機会に書きたい。

Ⅲ 会計における「実質優先原則」の不思議 —法を破ってもよいのか—

会計の世界では、しばしば、「法の形式よりも、経済的実質を優先させて会計処理・報告をすべし」ということが謳われている。こうした考え方を「実質優先主義」とか「実質優先原則」という。英語では、Substance over form という。

法は、しばしば、形式を重んじるために、取引や事実の実質よりも外形を重視した規定を設けることがある。会計では、そうした法の形式よりも、取引や事実の経済的実質を重視した会計処理・報告をするべきである、というのである。

なるほど、と思わせる話ではあるが、では、経済的実質を開示することを理由に、法を破ることが許されるのであろうか。

実質優先主義は、法の枠内で適用されるものであるとか、法が許容する範囲内で経済的実質を追求するものであるといった解釈もあるようである。しかし、法の枠内で最適な処理をするのは、しごく当たり前のことであり、「主義」とか「原則」と呼ぶほどのものではない。多くの高速道路では時速50キロから100キロまでの間で、各車がおかれた状況に適した速度で走行することが求められているが、これを「最適速度選択の原則」と呼ばないのと同じである。

いろいろな論文や本を読んでみたが、どうして法を破ることが許されるのかについては書いていない。わが国では、実質優先主義というのは、どうも「お題目」にすぎないようである。中身がないのである。そう言うては、身も蓋もなくなるので、すこし、このことを考えてみたい。

1 新しいリース会計基準

実質優先原則は、英米などのコモン・ロー諸国の会計や国際会計基準（IFRS）では会計哲学ともいうべき原理原則であるが、わが国ではほとんど知られていない。わが国を代表する会計学辞典である、中央経済社の『会計学大辞典（第四版）』には、この項目はない。実質優先主義と密接な関係にある「離脱規定」の項目もない（離脱規定については、後段で詳しく述べる）。

同文館から出版されている『会計学辞典』では、第4版に、次のような解説が載っている（離脱規定に関する記述はない）。

「財務会計は取引およびその他の諸事象の法的側面と経済的効果の両方に考慮を払っているが、それらの取引または事象の経済的実質が法的形式と相違している場合には経済的実質のほうを強調する会計処理が行われる。これを実質優先の原則という（たとえばリース）。」

わが国の代表的な会計学大辞典に書いてあったり記載がなかったりするるのであるから、この実質優先主義という考え方は、まだ、わが国では十分認知されていないのかも知れない。多くの大学で採用されている標準的な会計学のテキストを見ても、私が不勉強なのか、この話をみかけたことはない。

ところが、最近、わが国でも「そんな原則は知らない！」とはいえない状況が生じてきた。新しいリース会計基準の提案である。わが国の会計基準を作る企業会計基準委員会（ASBJ）が2023年5月2日、リースに関する新しい会計基準の草案を公表した（現行の「リース取引に関する会計基準」に置換）。草案によれば、原則として、リース資産の借りにすべてのリース取引について資産と負債に計上すること（オンバランス）を求めている。国際的な会計やアメリカ会計の流れに合わせるための基準だという。

わが国では、リースを利用している企業が87.6%にも上り（公益社団法人リース事業協会『リース需要動向調査報告書』2020年）、また、リース取扱高が年4兆5500億円（同上）規模になったこと、さらに昨今の超低金利の時代に「高金利で稼いでいるのはリース業界だけ」という現実を考えると、リース会計基準をどのように決めるかが、日本の産業界とリース業界に大きな影響を与えるということが理解できる。

2 実質優先主義とは

英米の会計辞典には、必ず、この項目がある。Oxfordの*Dictionary of Accounting*, 1999.を見てもみよう。ここでは、substance over formを次のように定義している。

「会計上、重要なコンセプトで、取引やその他の事象が、その法的形式よりも、商実態（commercial reality）によって処理されるべきことをいう。」

クリストファー・ノブス（Christopher Nobes）が書いた、わずか180頁（辞典の部分は、150頁）の新書サイズの辞典（*Pocket Accounting*, 1998.）でも、substance over formの項目はある。いわく、「財務諸表において、取引の法的または技術的な形式よりも、真の経済的実質（real economic substance）を提示すること。（具体例は、リースの項を見よ）」

指示に従って、lease を見てみよう。

「リース取引 個人または会社（借り手）が、他の者（貸し手）が所有する資産を排他的に利用することが許される契約。その見返りに、借り手は、リース契約期間にわたって、毎期、支払いをする。リース契約が資産の耐用年数のほとんどにわたる場合には、このリースは、分割払いで資産を購入した（hire purchase）か、または、貸し手からお金を借りて資産を購入したのと同様な取引である。この場合、この資産の所有権が借り手にはなくても、これを資産として処理し、同時に、あたかも資金を借りたかのごとく、将来の負債を計上する。これは、実質優先原則を適用した例である。」

上に紹介した話によれば、法の形式がどうであれ、経済的な実質がそれと違えば、法の規定から離れて、経済的な実態に合わせた会計処理・会計報告をすべし、と言っている。どこか、おかしくはないであろうか。法律がAだと言っているものを、会計が勝手にBだと言えるのであろうか。そう言えるのであれば、会計には、法律は要らない。

確かに、法はルール of 安定性・定着性（コロコロ変わらないこと）を求めるために形式を重んじる。そこで取引や事実の実質よりも形式（例えば外形）を重視した規定を設けることがある（これは会計に限ったことではなく、民事でも刑事でも考えられるが、本稿では取り上げない）。

例えば、ある取引が経済的にみると資産の売買（あるいは、その資産を購入するための資金の貸し借り）であるが、法的にみると所有権が移転しないために、資産の売買ではなく資産の貸借（賃貸借）として理解されるとしよう。リース取引のうちファイナンス・リース取引はしばしばこうした形を採ってきた（ここは英米の話である。日本の話は後述する）。

このとき、法の考えに従えば、この取引は（所有権が移転する）資産の売買ではなく、（所有権が移転しない）資産の貸借として会計処理される。しかし、経済的実質は資産（リース資産）の売買である。そこで会計では、法の形式（所有権の移転）よりも経済的実質（資産の売買と同等）を優先して資産の売買として処理すべしというのである。

法の形式主義にうんざりしてきた者にとっては、「してやったり」と思わせることであるが、どこか、おかしくはないであろうか。

法を制定するとき、法サイドが、経済的な側面を無視するとは考えられない。私も、いくつかの法律の制定に関与してきたが、一緒に仕事をした法律学者は、皆、経済に詳しかった。当たり前といえば、当たり前である。会計も法も、いわば、「入れ物」「容器」であって、その容器に入れるべきものは、別にある。例えば、経済活動、市民生活、権利と義務、財産、などなど、である。会計学だけ、あるいは、法律だけ研究しても、そこに入れるべき内容を知らないと、「車の構造は知っているけど運転はできない」ことになる。

法サイドも、経済的側面については十分承知の上でルールを決めているのである。それを無視して、会計の解釈次第でルールを変えてもよいのであろうか。法には違反したときの罰則が定められていることが多い。実質優先原則を適用すると、この罰則は適用されないのであろうか。

もう1つ、疑問がある。実質優先という考え方は、会計基準にはすでに反映されていると見るのであろうか。それとも、会計基準に従っても経済的実質を示さないこともあると考えてよいのであろうか。会計基準といえども、法と同じ「ルール」である。会計基準も、ルールの安定性や一貫性を考慮して形式的な規定を設けることだってあるはずであり、また、制定されたルール（会計基準）よりもヨリよく取引の実質を示す他の方法が見つかったり、取引の実態が変わって

ルール通りに処理すると実質を表さなくなることも考えられる。では、そうした場合に実質優先主義の名の下に、会計基準から離脱することが許されるのであろうか。

3 法と会計基準の役割

わが国では、商法（現会社法）と企業会計原則とは対等の関係にはない。企業会計原則は、「必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準である」（昭和24年の前文）といいながら、昭和38年の修正においては、「商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正」しなければならなかったし、昭和44年の「商法との調整」においても、「商法が強行法規たることにかんがみ、企業会計原則の指導原理としての性格を維持しながら、注解等において商法に歩みよることとした」のである。その結果、商法と企業会計原則の間にあった「相違点は一掃」（昭和44年前文）されている。

イギリスの話をする。イギリスの会社法と会計基準（財務報告基準と会計実務基準）の間には、対立や相違点がたくさんある。いくつか紹介する。

例えば、会社法では後入先出法の適用を無条件に認めているが、会計実務基準第9号は「モノのながれが後入先出的でないもの」に対する適用を認めていない。条件に合わないモノに後入先出法を適用すれば、合法であっても、会計基準に照らして不適正となるケースである。

会社法では、「有限の耐用年数を持つすべての固定資産は、その耐用年数にわたって組織的に償却しなければならない」としているが、会計実務基準第19号は、投資を目的として所有する不動産については償却を禁止し、代わりに、期末における市場価格で評価することを要求している。会計基準に従って投資不動産を償却しないしていると、会計基準の立場からは適正でも、法に違反することになる。

国庫補助金を受け取った場合の処理も違う。会社法では、固定資産を購入価額または製作価額（マイナス減価償却累計額）で評価することを要求している。ところが、会計実務基準第4号では、国庫補助金を受領した場合にはその補助金額だけ減額することを認めている。会計基準に従って「圧縮記帳」をすれば、会社法に違反することになるのである。

なぜ、イギリスでは、こうした対立や矛盾する規定を置くのであろうか。理由は、2つある。1つには、会計基準と会社法は、役割を分担しているからであり、もう1つには、法にも会計基準にも「離脱規定」があるからである。

イギリスでは、法は一般規定や原則的規定を設け、個々の具体的な事例に適用する場合の適用方法や適用条件は会計基準が定めることにしている。例えば、チャスニーはこう述べている。

「法は単に、さまざまな状況において必要とされるであろう会計方法のすべてを、一般的な用語で記述したものに過ぎない。その結果、会計基準が、法が限界を定めた枠内で適用されるべき、最も信頼のおける指針となる。」(P. Chasney, 'Statute and standards in conflict on accounting for stock,' *Accountancy*, July 1982, p. 64.)

こうした役割分担の考え方に立てば、例えば、法は棚卸資産一般に関する評価規定を設けたが、後入先出法の適用については条件を設けなかった。そこで会計基準が後入先出法の適用条件を明らかにして法の不備を補完している、ということになる。

会社法が大枠なり骨格を定め、会計基準が法の許容する範囲内での指針を提供すると考えることで両者の間に調和を見出そうという理解は、次のような事例において妥当するであろう。

- (1) 会社法に明文の規定がない場合（例えば、国庫補助金を受領したときの会計処理）
- (2) 立法当時には予想していなかった事態が発生した場合
- (3) 強行法がなじまない場合
- (4) 法が許容するも会計基準が禁止または要求する場合（例えば、後入先出法の使用）

以上のケースは、会計基準に準拠すれば会社法上も合法となる。ところが、投資不動産の減価償却のように、法が要求するものを会計基準が禁止している場合には、これまでに述べたような法と会計基準の役割分担という考えは妥当しない。

法が禁止するものを会計基準が要求（許容）したり、法が要求するものを基準が禁止したりするというのは、明らかに会計基準が会社法に違反しているのである。こうした場合、わが国であれば、「会社法が強行法規たることにかんがみ」、会社法が優先されて、基準を修正することになる。しかし、イギリスでは、そうはならない。

4 離脱規定

イギリスでは、こうした場合、会計基準が会社法に違反していることを認めた上で、「真実かつ公正な概観」という会社法の最優先原則を盾に、法からの離脱を正当化するのである。これを、true and fair view override という。

イギリスの会社法は、1948年会社法以来、法の要求する「真実かつ公正な概観」を示すために必要な場合には、法の個々の規定から離脱することを要求してきた。さらに1981年の会社法改正によって、「真実かつ公正な概観」を示すために必要な場合には、会社法に具体的な規定がなくても、必要な追加情報を開示しなければならないことになっている。

つまり、この国では、法の規定する個々の要件を順守することが、必ずしも「真実かつ公正な概観」を確保することにはならないと考えられているのである。

会計基準の場合も同じである。会計基準審議会（ASB）が公表する財務報告基準には、「会計基準に関する趣意書（Foreword to Accounting Standards）」が付されているが、そこでは、次のような記述が見られる。

「例外的な状況において会計基準の要件を順守するならば、真実かつ公正な概観を示すべしという要件と相いれないとすれば、真実かつ公正な概観を示すのに必要な範囲において、会計基準の要件から離脱しなければならない。こうした場合、当該状況の経済的・商的特質と矛盾しない適切な代替的处理を考案するためには、情報に精通した偏向のない判断を行使しなければならない。会計基準から重要な離脱をした場合には、その詳細、理由および財務的影響を、財務諸表において開示しなければならない。この情報開示は、会社法規中の特定の会計規定から離脱した場合に行われる開示と、同等に扱わなければならない。」（田中 弘・原 光世訳『イギリス財務報告基準』中央経済社、1994年、8頁）

イギリスの会計思考の根幹に流れるものは、コモン・ローの法思考である。この国では、立法者も会計基準の設定者も、経営者も監査人も、成文化されるルールというものは必ずしも完全なものでも網羅的なものでもなく、状況と時代の変化により不適當となることもあるということを十分に認識している。

したがって、各規定を適用するにあたっては、個々の要件を、現時点の、当該状況に適用することが適切であるかどうか、もっと適切な方法がないかどうか、法定の開示情報だけで十分かど

うか、もし不十分だとすればどういう情報を追加して開示すべきか、などの点を「真実かつ公正な概観」という法と会計の目的に照らして、慎重に検討しなければならないのである。イギリスでは、この「真実かつ公正な概観」の原則が機能しているために、わが国のように継続性の原則が大きな役割を果たすということはない。

上に紹介した投資不動産の償却問題は、まさしくこの「真実かつ公正な概観」の原則に従って解決すべき問題と考えられたのである。投資不動産の場合、財務諸表において真実かつ公正な概観を示すためには、法の減価償却規定から離脱して、会計実務基準（SSAP）第19号の評価規定に従うべしとするのである。

5 コモン・ロー諸国の実質優先原則

では、国際的な会計基準やアメリカ基準では、実質優先原則はどのように理解されているのであろうか。実は、成文化された会計規定（会社法でも会計基準でも）を文言のとおり適用することよりも会計報告の真実性や公正性の確保のほうを重視するという思考は、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランドなど、コモン・ローの国々で広く共有されている。

例えばアメリカでは、1969年にコンチネンタル・ベンディング社事件を担当したH・J・フレンドリー判事が判決の中で次のように述べている。

「会計士にとって第1の原則は、一般に認められた会計原則（GAAP）に準拠することではなく、完全かつ公正なディスクロージャー、公正な表示をすることにある。もし、GAAPがこうした公正な表示をもたらさないならば、GAAPの陰に隠れるようなことはせず……GAAPの実態を調べ、完全なディスクロージャーに必要な開示を行うべきである。要するに、『公正に表示すること』と『GAAPに従うこと』とは別の概念であり、GAAPに準拠しても前者の『公正な表示』になるとは限らないのである。」（'Accounting: A crisis over fuller disclosure' *Business Week*, 22 April 1972, p. 55.）

会計基準に準拠して財務諸表を作成しても公正な財務諸表ができるとは限らない、と言っているのである。この判決は、読みようによっては法律家が会計基準を軽視したものとも取れるが、実は、そうではない。コモン・ローの世界では、これが共通の認識なのである。法律も会計も、その目的を達成するために多くのルールを定めるが、そのルールを守ったからといって目的が達成できるとは限らない。極端なケースでは、ルールを守ることが法や基準の目的を達成する妨げになることもある。そういうことを認識しているのである。

アメリカのSEC（証券取引委員会。日本の金融庁に相当）は、会計基準を設定する法的権限を持つ機関であるが、実際には基準の設定権限をFASBに委任している。そのSECは、会計連続通牒（ASR）第150号において、財務諸表利用者の誤解を避けるためにFASBの発表する会計原則から離脱する必要がある場合には、「SECとして他の原則の使用を許可または要求する」（脚注2）ことを明らかにしている。

6 国際会計基準からの離脱

国際会計基準（IAS・IFRS）の時代を迎えた。ここで考えてもらいたいことは、英米の基準をベースとした国際会計基準であるから、そこにも離脱規定があるということである。IAS第1号

では、「極めてまれな場合であるが、ある基準書のある規定にしたがえば誤解を招くことになり、したがって、適正表示を達成するにはその規定から離脱することが必要であると経営者が結論したとき」（第19パラグラフ）は、次の点を開示しなければならないと規定している。これがIASの離脱規定である。

- (a) 財務諸表が、財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローを適正に表示していると経営者が判断している旨
- (b) 適正表示のために特定の基準から離脱した以外は、IAS（IFRS）に準拠している旨
- (c) 離脱した基準と離脱の内容
- (d) その離脱が、当企業の純利益、資産、負債、資本およびキャッシュ・フローに及ぼす財務的影響

国際会計基準は、この離脱規定の存在を前提として設定されているのである。

IAS・IFRSを、そのままセットで国内基準化する国もあるかも知れないが、英米やわが国は、既存の法や基準を手直しする形で国内基準化している。そうすると、英米では、国内基準に離脱規定があるので、ASBやFASBが設定する基準、今後、IAS・IFRSに合わせて改正・追補する基準にはすべて、離脱規定が適用されるのである。

IAS・IFRSをセットで、すなわち、個々の規定も離脱規定もすべてセットにして国内基準化する国では、セットの中に含まれる離脱規定が適用される。

では、わが国は、どうなるであろうか。わが国では、会社法も、IAS・IFRSを取り込む形（許容する形）の法改正を行ってきたし、企業会計原則および会計諸基準（連結原則、金融商品基準、リース基準など）は、IAS・IFRSに沿って改正されてきた。

ところがこれまでわが国では、経営者も監査人も、継続性の原則を守ることでその責任を果たしてきた。IAS・IFRS、英米基準を導入するということは、形としての基準だけではなく、背景にある会計観とかルールに対する姿勢も同じくしなければならない。これまでのように、安易に継続性の原則に寄りかかってばかりいられない。

では、わが国も一部の企業はIAS・IFRSを導入するのであるから、英米のように、実質優先主義でいけるかというところ、そうはいかない。繰り返し述べているように、会社法や企業会計原則（および会計諸基準）に離脱規定がないからである。離脱規定がおかれないとすると、成文化されたルールが足かせとなって、実質優先主義は適用できない。つまり、成文化されたルールを順守するしかない。

IAS・IFRSを導入すれば、わが国の会計も英米と同じ会計になると信じる人が多いようであるが、形だけ真似ても、口悪くいえば、クリスマスのケーキを買ってクリスチャンになったような気であるのと変わりはない。英米のように運用できないのである。

7 コモン・ロー諸国の離脱規定

では、各企業が、「この取引に関する会計処理ルールは取引の実質を表していない」と主張すれば、どんな場合でもこの原則を適用することができるのであろうか。この原則を適用するには、何らかの歯止めなり条件が必要ではなからうか。コモン・ロー諸国やIAS・IFRSには、この原則を適用する条件として「離脱規定（departure from accounting principles）」がある。実質優先原則を適用するときの具体的な判断基準とするものであり、この両者が表裏一体となって機

能することが想定されている。

IAS 第1号（財務諸表の表示）第19パラグラフにはこう書いてある。「公式の日本語訳」と称しているものを紹介する。

「IFRSの中のある要求事項に従うことが『フレームワーク』に示されている財務諸表の目的に反するほどに誤解を招くと経営者が判断する極めて稀なケースにおいて、関連する規制上の枠組みがそのような離脱を要求しているか又はそのような離脱を禁じていない場合には、企業は第20項（離脱した場合の開示事項）に示す方法により当該IFRSの要求事項から離脱しなければならない。」（訳文は、『2014 国際財務報告基準』中央経済社）

一読して理解できる文章ではないが、何度か読むと、「極めて稀な場合であるが、ある基準に従うと誤解を招く財務諸表になることがある。そうした場合には、その規定から離脱して適正表示をしなければならない。」と言っていることがわかっていく。特定の企業にとって、明文化されたすべての基準が適正表示に役立つとは限らず、場合によっては規定に従って作成した財務諸表が利用者の誤解を招くこともあり得る。第19パラグラフは、そうした場合にその規定から離脱して、適正表示を達成する処理・報告の方法を採用することを要求している。これが「離脱規定」と呼ばれるものである。

誤解してはならないのは、この離脱規定は、「離脱しても構わない」というのではなく、「離脱しなければならない」と言っているのである。では、基準から離脱して何をやってもよいのか、というところではない。ここに「実質優先原則」が機能するのである。

では、「IFRSのルールに従って作成した財務諸表」が誤解を招くケースとはいかなるケースであろうか。第19パラグラフでは、次のように述べている。

「ある情報が財務諸表の目的に反する場合は、当該情報が表現しようとしているか又は表現することを合理的に期待することができる取引、その他の事象及び状況を忠実に表現せず、その結果、当該情報が財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与える可能性が高い場合をいう。」

つまり、IAS・IFRSに従って作成した情報（財務情報といってもよいであろう）がもともとの取引等を「忠実に」表現せず、その結果、財務諸表利用者に誤解を与える可能性が高い場合である。では、具体的にはどういう場合か。それはIAS・IFRSには書いてない。書いてなくて当たり前なのである。つまり、そうしたケースが事前に特定できるのであればIAS・IFRSに盛り込むことができる。そうなると離脱規定が要らない。しかし、事前にはわからないので、そうした状況が生じたときに備えて、離脱規定を置くのである。

8 「300万円ルール」

リースに話を戻そう。

2007年に設定された現行リース会計基準も今回の新基準案も、いつものように国際的な動向に合わせるものであるというが、内実は、アメリカのFASBやIASBに圧をかけられて日本の会計実務を変えようとするものである。

ファイナンス・リース取引を売買契約として処理しなければならなくなれば、企業はあえて金利の高いリース物件を使うまでもなく、購入して自社保有するであろう。そうなれば、日本企業がリース離れを起し、日本のリース業界は壊滅的な打撃を受ける。その後に、アメリカのリース会社が日本のリース産業を乗っ取ろうという魂胆なのだ。

そんなことをアメリカがするわけがない、と考えるのは自由である。しかし、こうした話はリース業界だけではない。銀行業でも保険業でも、医療の世界でも教育の世界でも、要は、お金がある領域や日本人がお金をかける領域では、アメリカが日本で荒稼ぎしようと虎視眈々と機会をうかがっている。

わが国の企業がリースを利用するのは、物件を購入する資金がないとか、自社保有すると資金が寝てしまう（他の目的に資金を活用できなくなる）ことを回避するといったこともあるが、資産の管理をリース会社に任せることができるとか、減価償却の手数が省けるとか、リース料（減価償却費よりも多額に設定できる）を損金に算入することができるために税の面で有利だといった理由で利用されている（社団法人リース事業協会『リース需要動向調査報告書』2005年）。

そうした事情からわが国のリース物件はほとんどが少額のもので数が多い。新しい基準案では、「1件当たりのリース料総額が300万円以下」の少額の取引に関して、「簡便な方法（賃貸借処理）」を使うことができるとされる（この「300万円ルール」は現行のリース基準に盛り込まれている）。これを適用すれば、日本のリース物件のほとんどはオンバランスせずに賃貸借として処理できる。実質優先主義とか離脱規定を持ち出す必要もない。

9 アメリカでは基準逃れが横行？

そこでアメリカの会計実務であるが、この国の会計実務が実にいんちき臭いことは、エンロンやワールドコム事件だけではなく、時価基準の悪用で国際的金融危機を招いたことでも明らかである。

リースの会計実務も、日本に対してはリース資産・債務のオンバランスを要求しながら、アメリカでは基準の裏をかいた資産化回避実務が横行しているという。日本に対してはオンバランスを要求し、自国ではオフバランスで済ませようということであろう。本稿では紙幅の余裕がないので詳しいことを書けない。茅根聡教授の一連の論考を参照していただきたい（例えば、茅根聡『リース会計』新世社、1998年）。ただし、アメリカ企業の資産化回避行動がどこまで実質優先原則と離脱規定によるものかは私も調べ切れていない。

アメリカ企業の裏会計が表ざたになっても、彼らは実質優先主義と離脱規定を引っ張り出して正当化できる。IFRSには原理原則として実質優先主義が定められているのであるから、日本のIFRS採用企業も、やろうと思えばできないわけではない。しかし、実質優先主義や離脱規定の存在も意義も知らないとすれば画餅にすらならないであろう。

ここまで書いてきて思う。日本の会計はすごい。世界の会計がいかなる原理原則で動いているかをろくに知らずに日々世界と同じAccountingをやってきたと信じているのだ。まるで「会計鎖国」か「国際音痴」ではないか。

IV 価値判断を放棄した経済学と会計学 —GDPも純利益も悪徳で栄える—

経済学者のラージ・パテル氏の試算によれば、マクドナルドの「ビッグマック」の本当の値段は、1個200ドルになるという（1ドル150円としたら、3万円）。1個200ドルもすれば誰も食えないかもしれないが、からくりがあって、1個2ドルか3ドルで売られている。

『バランスシートで読みとく世界経済史』（川添節子訳、日経BP社、2014年）を書いたジェーン・グリーソン・ホワイト氏はパテル氏の試算の根拠を次のように説明している。

「(200ドルのビッグマックが)「100分の1の値段で売られている理由は、ドライブスルーの二酸化炭素排出のコスト、水や土壌の汚染など環境への影響、糖尿病や心臓病といった健康への多大な影響が考慮されていないからだ。これまでの会計手法では、これらは費用として認識されてこなかった。

しかし、誰かが負担しなければならない。マクドナルドが払わないのであれば誰が払うのか、私たちが。ただし、ビッグマックを食べた人とは限らない。」(217頁)

1 利益は私有化、損失は社会化

要するに、マクドナルドはドライブスルーを設置する傍らで、二酸化炭素の問題はほったらかしなのである。また、ビッグマックばかり食べて太り過ぎたり糖尿病になったりした人も多いが、これもほったらかしである。こうした環境破壊や健康破壊に対して、マクドナルドは何も負担していないということである。

これが、「同じ社会」「同じ国」の中だけの話ならまだよいが（いや、本当はよくない）、日本でビッグマックを安く売って、その原料をつくっているどこかの国で環境破壊が起きている場合には、損失を負担する国が別の国になってしまう。負担すべき国（企業）が負担しないで、負担しなくてもいいはずの国・国民が負担するという不合理な話である。

グリーソン・ホワイト氏は「消費者がレジで払う価格にすべてのコストが含まれているわけではない」「たとえ合法的な事業を営んでいたとしても、(中略)企業は知らず知らずのうちに各方面に損害を与えている。利益をあげるために、企業はコストをできるだけ下げようとするが、実際のコストは企業が公表するコストよりずっと高い」と指摘する（同上、216-218頁）。

そう考えると、個別企業にとっては「利益」と考えられても「社会の利益」とはならないものがあるということである。これまでの会計は、生産者にとっては都合の良い会計かもしれない。しかし、生活者・消費者、あるいは、その商品を買うことはないが、汚染の被害を受ける住民らにとってはどうであろうか。

マーケティングの大家であるフィリップ・コトラー氏も言う。

「大気汚染や水質汚染は、それを生み出した当事者とは別の誰かが払わなければならない社会的費用である。その誰かとは、汚染に苦しむ住民かもしれないし、汚染を除去して犠牲者の医療費を負担する政府かもしれない」（『資本主義に希望はある』倉田幸信訳、ダイヤモンド社、2015年、146-147頁）

今の会計は（国内総生産（GDP）も同じだが）、企業の生産・販売活動に伴って発生した環境破壊・大気汚染・健康被害などの予防と回復に掛かるコストは、無視してきた。こうしたコストの多くは、当事者（製造・販売者）である企業は頼かむりで、別の誰かが負担するか被害を受けてきた。ものをつくって販売している企業は、こうしたコストを負担しない分、利益をかさ上げしてきたのである。コロンビア大学のジョセフ・ステイグリッツ教授が指摘するように「利益は私有化され、費用・損失は社会化（つまり社会負担）される」のだ（『東亜日報』2011年11月14日）。

2 善と悪の経済学

少し前に、トーマス・セドラチェック氏の『善と悪の経済学』（東洋経済新報社、村井章子訳、2015年）を読んだ。本の帯に「（経済学は）人類の幸福を示せるか？」と書いてある（「人類に幸福をもたらすか？」ではない!）。セドラチェック氏はチェコの経済学者で、本書を出版したとき（2011年）はまだ34歳の若さであった。驚くなかれ、まだ学生であった24歳の時には、チェコの初代大統領バツラフ・ハベルの経済アドバイザーとなっている。

そんな異才が「（本書は）帰宅後に、ワインを飲みながら書いた本」だという（朝日新聞、「しじみ汁の経済学」2016年5月19日）。

翻訳書にして、本文が500頁弱、索引・文献・注が90頁という大著である。600頁もの本で著者が何を言いたかったのか、それを一言で（いや、1頁でも2頁でも）言い表す力量は、私にはない。言えることは、実に読みやすい言葉で書かれていることである。それは、翻訳者の村井章子さんの力でもあると思う。村井さんが翻訳を担当した本は、トマ・ピケティ『トマ・ピケティの新・資本論』（日経BP社）、ジェイコブ・ソール『帳簿の世界史』（文藝春秋、2015年）などどれも素晴らしい翻訳で、決して原典に戻って確かめようといった気持ちにはならない。以下、その村井さんの訳で紹介したい。

セドラチェック氏は言う。

「今日の経済学は、実証的と自任する傲慢さから、数量を扱わないいわゆる『ソフトサイエンス』を見下している」「主流派経済学は経済学から色彩の大半を捨て去り、黒と白しかないホモ・エコノミクス（経済人）に取りつかれ、それによって善悪の問題を無視してきた。（中略）経済学者は自ら望んで盲目になり、人間を突き動かす最も重要な力を見なくなった」（『善と悪の経済学』3、12頁）。

もう少し紹介する。

「経済学は価値を論じるべきではないとされてきたが、むしろ独自の価値を探し、発見し、語るべきである。そもそも経済学が価値中立的だというのは、真実ではない。経済学の中には数学も存在するが、それ以上に多くの宗教や神話や元型が存在する。今日の経済学は、中身よりも方法にこだわりすぎているのではなからうか」（同上、12頁）

本書（原典）には、先に紹介したチェコの初代大統領ワーツラフ・ハベルが「まえがき」を寄稿している。その中でこんなことを書いている。「科学的分野としての経済学が単に数字を扱う学問だと誤解されがちである……だが人生を形成する多くのものが数えられないか、数えるのが難しいとしたら、いったい何を数えると言うのか。この手の経済学者がオーケストラの仕事の最適化を任されたら、何をするかつい想像したくなる。

たぶん彼は、ベートーベンの交響曲から休符を全部とってしまうだろう。休符のときは何もしていない。手は止まっている。だったら、楽団員にはその分の給料をやる必要はない、というわけだ。」（同上、まえがき、vi頁）

セドラチェック氏は言う。

「値段を付けられる価値は一部にすぎないのに、どうして価値計算ができるのだろうか。思うに、経済学はここに最大の難問を抱えている。多くのものには価値がある。だが値段が付けられるのは一部の価値だけだ。鉄道や広告や爪ヤスリには価値もあるし、値段も付く。価値を評価する市場が存在するからだ。しかし、友情、子供の笑顔、きれいな空気などのように、まちがいな

く価値はあるが、値段の付かないものもある。これらのものは自由に取引できず、市場が存在しない。こうしたものに対して、経済学は力を失う。それどころか、値段の付く価値を値段の付けられない価値に対比させて、ときに破壊的な影響をおよぼす」(同上、467-468頁)。

3 腑に落ちない話

目の前の海に泳いでいる魚が見える。見ているだけでは泳いでいる魚に過ぎないがこれを釣って魚屋に売れば付加価値になり、立派に国内総生産(GDP)を増やすことになる。事業として行えば純利益を増やすことになるであろう。たとえそれが乱獲であっても。

目の前に、山菜が見える。今が食べごろであるが放っておけば土に還る。これを採取して店で売れば立派な付加価値として計算され、GDPの増加となり、事業として行えば純利益を増やすであろう。

泳いでいるか釣り上げたかに関係なく、海の魚は地球の富である。山菜も、採取されようが山深く眠っていようかこの世界の富・財産であることには変わりがない。海の魚が稚魚を生み、山菜が新しい芽を出せば地球全体から見れば新しい価値が生まれたはずである。海で泳いでいる魚も、山の山菜も、地球全体から見れば貴重な富であるはずであるが、これまで経済学でも会計学でも、こうしたものに「富」としての価値を認めてこなかった。魚が稚魚を生んでも山菜が新しい芽を出しても、GDPの計算にも企業の利益の計算にも含まれない。

それだからであろうか、私たちが海を汚染して魚が死んでも、工場から出る汚水で山菜が取れなくなったり、大気を汚染して森林が枯れたりしても、経済学ではGDPの減少として扱うこともなく、会計学でも損失を計上することもなかった。私には、どこか腑に落ちない。皆さんはいかがであろうか。

もう少し、「腑に落ちない」話を書く。今の会計学では、汗水流して稼いだ利益も、コンピューターのボタンを叩いただけで儲けたものも、一緒くたにして「当期純利益」として報告する。要するに、この世に富をもたらす仕事から得た利益も、ゼロ・サム・ゲームで他人から奪い取っただけの、この世には1円の富ももたらさなかった取引からの儲けも、「クソミソ」(失礼!)にして「当期純利益」として報告するのである。つまり、当期純利益には「節操がない」のである。

当期純利益がふしだらなのはほかにもある。上で「汗水流して稼いだ利益」と書いたが、ただ「汗水」流せばいいというものではない。最近、池井戸潤さんの『7つの会議』(集英社文庫版、2016年)を読んだ。その少し前にも池井戸さんの『空飛ぶタイヤ』(実業之日本社文庫版、2016年)を読んだ(どちらも単行本のときは読みそこなっていたが、文庫化されてから手にしている。テレビドラマ化されているので、視聴された方も多いと思う)。両作品とも、企業が「儲け第一主義」に走って人命を軽視する話である。

最近の自動車会社の燃費不正などの「犯罪」は、人命にかかわるような事件ではないにしても、三菱自動車が起こした「大型トラック車輪脱輪による殺傷事故」(上の池井戸さんの『空飛ぶタイヤ』はこの事件を小説化したもの)は、何人もの命を奪っておきながら、責任を回避どころか、責任を他人(横浜の事件では運送会社)に擦り付けて知らん顔していた。このときの、「責任を他人に擦り付けて回避した費用」は損益計算書に計上されず、その分だけ利益を、そしてGDPをかさ上げしたのである。

セドラチェック氏が言っていることは、経済学に人間味がなくなって、善と悪の判断もできず、ただ数字をいじくってるだけの「学問もどき」に墮落してしまったということであろう。では、私が長い間専門としてきた会計学はどうであろうか。

会計学も、価値計算を仕事としている。果たして、セドラチェック氏の批判に耐え得るであろうか。少し詳しく検討したい。

会計が報告する利益の中身は、一体何だったのであろうか。「営業利益」は、本業の稼ぎである。しかし、その中身が問題だ。今の会計では、社会が歓迎する商・製品を製造・販売して得た利益も、戦争に使う機関銃や戦車を製造・販売して得たもうけも、大気を汚染し河川を汚泥で埋めるような工場から出てくる製品のもうけも、法の網を掻い潜って得たもうけも、どれもこれも一緒くたにして営業利益として報告する。つまり、企業が本業の利益として報告してきた営業利益には、①社会に豊かさをもたらす事業からの付加価値、②反社会的・環境破壊的・独善的活動からの付加価値、が（こっそり）合算されているのだ。

付加価値（GDP）も同じである。社会全体に幸福をもたらす事業からの付加価値も、兵器や軍事物資の製造・販売からの付加価値も、密貿易や麻薬の売買による付加価値も、どれもこれも一緒くたにして GDP とする。会計不正で利益を水増ししても、車の燃費を偽って売り上げと利益を増やしても、企業の利益は増え、GDP も増える。

4 マンデヴィル『蜂の寓話』

安倍晋三元首相は GDP600兆円という数字と「1億総活躍社会」という2つのアドバルーンを揚げていた。まともな方法で600兆円まで GDP を上げるのは至難の業であるが、セドラチェック氏はこともなげに言う。「GDP を増やしたければ、休暇を半分に減らして働けばよい。これで問題は解決である」（『善と悪の経済学』350頁）。要するに「1億総活躍社会」というのは、高齢者も家庭の主婦も仕事に駆り出し、休暇を取らずぎりぎりまで残業させて GDP600兆円を実現せよという魂胆であったのだ。

果たして、その国の国民は GDP600兆円の生活を望んでいるのであろうか。欲しくもないものをせっせとつくっても、誰かが買ってくれないと GDP には貢献しない。GDP を増やすには、違う手が必要だ。それを紹介しよう。

バーナード・マンデヴィルというイギリスの文士（本業は精神科医）は、「私悪すなわち公益」という副題の付いた『蜂の寓話』（1714年、1723年改訂版）という一作で、「18世紀最大級の論争の中心人物」になったという（セドラチェック『善と悪の経済学』による。以下同じ）。マンデヴィル氏は「個人の悪徳が全体の経済的繁栄につながるという考えを西洋の主流的思想に持ち込んだ」といわれる。

マンデヴィル氏によれば、「社会の繁栄の源は悪徳にある」「国富は悪徳に依拠する」のだ。分かりやすく言えば、ぜいたくの限りを尽くしたり麻薬を常用したりするのは個人の悪徳だが、世に付加価値をもたらすという意味で公共の利益に適う、ということであろう。

そうすると、悪徳を重ねると社会は繁栄し、GDP も当期純利益も増えるということになる。東芝が計上した架空利益も統計上は GDP を押し上げたはずであるから、粉飾という悪徳による利益のかさ上げも社会の繁栄に貢献しているということになる。三菱自動車などの燃費不正も、それによって車の販売が伸び利益が増えたはずであるから、燃費不正という悪徳によって社

会を繁栄させたことになる。マンデヴィル流に考えると、無駄遣いも使い捨ても、詐欺も、社会の繁栄に役立つのだ。

セドラチェック氏は、そうした社会を「節度のない欲望という悪を善に変えられず、またさらなる欲望を生み出しているだけ」（朝日新聞、上掲）と表現している。

ながながとセドラチェックの話を書いてきたが賢明な読者の皆さんには私の意図というか、私が言いたいことを理解していただけたと思う。セドラチェック氏が言っていることは経済学に人間味がなくなって、善と悪の判断もできずただ数字をいじくっているだけの「学問もどき」に墮落してしまったということであったが、何のことはない、その点では会計学も同罪である。

情けないことに、私たちが後生大事にしてきた会計・会計学は、「犯罪」をしてまで儲けた利益と、地道に努力して社会が求める安価で良質な商品・サービスを作り出して得た利益を区別できないでいる。まだある。企業の「当期純利益」では、戦争に使う戦車や機関銃を売った儲けも、大気を汚染し河川を汚泥で埋めるような工場から出てくる製品の儲けも、貧者からも高齢者からも歓迎されるモノをできるだけ安く作った薄利も、「クソミソ」（またまた失礼！）にして計算・報告してきたのだ。

5 売春も麻薬も GDP

アメリカの『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙（電子版、2014年6月9日）によれば、イギリス、アイルランド、イタリアが、国家の経済力を示す GDP に売春や麻薬などの違法取引も含めることにしたという。イタリアは密輸も含めるという。欧州連合（EU）は、加盟諸国に対して地下経済を GDP に含めるように呼び掛けており、他の EU 諸国も追随する構えだという。そうすることで、イタリアなら GDP が1-2%増加し、イギリスなら3-4%、スウェーデンやフィンランドは4-5%も増加するという。

GDP は、付加価値を集計したものである。付加価値は、会計的な表現を使えば、「生産した価値が実現したもの」をいう。つまり、企業がつくったモノやサービスに対して、他の誰かが「対価を払った」「売れた」ということである。「他人によって価値が認められ、対価が支払われた」ものをいう。売春も麻薬も密輸も、ある人・企業が提供したモノ・サービスに対して「対価が支払われた」。だから、GDP の計算に含めるということであろう。

6 株式市場は「富の奪い合い」

会計が報告する営業利益には、社会に豊かさをもたらす付加価値と、反社会的・環境破壊的・独善的生産活動による付加価値がごちゃ混ぜになっているという話を書いた。その営業利益に「営業外損益」を加減して「経常利益」が、さらに「特別損益」を加減して「当期純利益」が計算・表示される。

企業の純利益が増えると、何となく社会全体の富が増加したような気になる。だが、本当にそうであろうか。営業外収益や特別利益には、有価証券、土地等の売買益や評価益が含まれている。いわゆるキャピタル・ゲイン（資産譲渡益）である。こうした資産の売買は、特定の企業（または個人）がもうけることはあっても、社会全体で見ると、何らの価値も生まない。この話は、本誌前号でも書いた（田中「資産の価値と収益力—働く資産と働かない資産—」神奈川大学経済貿易研究所『経済貿易研究』第49号、2023年）。詳しくはそちらを見ていただきたい。ここ

では本稿の議論に必要なことを紹介するにとどめる。

株を例にすると、持っている株を売って稼いだ人（企業）がいるということは、それと同額だけ損した人（企業）がいる。株式市場はゼロサム・ゲームであるから、株の売買からは社会の富が増えるということはない。証券市場に投資家が2人しかいないと想定してみただけで分かりやすい。その2人が株を売ったり買ったりをいくら繰り返しても、2人の財産の合計は変わらない。どちらかが儲けていれば、もう1人が同じ額だけ損しているのだ。「株の売買」は「社会の富を奪い合う」ことなのだ。Aさんのポケットに入っていた1万円札がBさんのポケットに移っただけのことである。社会全体（マクロ）で見ると、何らの価値も生み出さない。

そう考えると、会計上の利益には「富の奪い合い」によって企業が得た、しかし、社会には1円の価値ももたらさないものが含まれていることになる。当期純利益などという、どこか社会の富が増えたかのような印象を与えるが、実はそうではないのだ。

会計上の純利益には、先に挙げた、①社会に豊かさをもたらすもの、②反社会的付加価値、③社会の富の奪い合いによる「戦利品」（キャピタル・ゲイン）、が含まれていることになる。

さらに言うと、本章の冒頭で述べたように、④企業が本来なら負担すべき環境破壊、大気汚染、健康被害などの予防と回復に掛かるコストを頬かむりしたことによってかさ上げされた利益が含まれている。会計の言葉でいうと、本来払うべき費用の未計上による利益のかさ上げという「粉飾」である。

要するに、会計というより簿記が、その誕生の時代から、何が原因・要因であれ、結果として自分（自社）の財布が膨らむものをすべて「利益」として計算・表示してきた。他人の富を奪ったものであれ、単なる富の移転であれ、払わずに済ませたものであれ、わが財布の重さだけで利益を計算してきたのである。

企業とは本来、価値を生み出すことが使命であったはずではなかったのか。それも、社会を豊かにする富を創造する、これが社会から負託された仕事であったはずである。それが、「企業の目的は利益を追求すること」にしてしまった途端、利益の中身は何でもありになってしまった。強欲であろうが破廉恥であろうが独善的であろうが、お構いなしである。強欲を追求する者も、強欲を許している社会も、病んでいるとしか言いようがない。

実は、何を利益とするかは、社会の約束によって変わる。初めから「これが利益だ」といって示せるものがあるわけではない。上にも書いたが、「モーと鳴いている牛」や「生け簀で泳いでいる真鯛やアジ」が動物なのか食料品なのかは「決めごと」でしかないと同様に、「何を利益とするか」「いつから利益とするか」「利益の額をいくらとするか」は、自明のことでもあらかじめ決まっていることでもなく、みんなで相談して決める「決めごと」に過ぎない。

だから、企業が利益として計算・報告するものを、今よりも狭くすることも広くすることもできる。有価証券や不動産の売買益を損益計算書に載せないとする事も、戦争の道具や臓器の売買による売上高や利益も損益計算書から除外すると約束することもできる。環境破壊や健康被害などの予防と回復に要するコストはこれを損益計算書（この名称も変えた方がいいかも知れない）に費用として計上し、バランス・シートに未払費用を掲記することにしてもよい。そうすれば会計上の利益は大きく純化されるであろう。

7 反社会的事業報告書

今の会計が作成する損益計算書では、前述の4つの構成要素が区分表示されていない。損益計算書に書かれていないのであれば、何か工夫をしなければならないのではなからうか。

1つの案は、上記のように社会に1円の富ももたらさない取引（有価証券や土地の売買）や反社会的な取引（兵器や臓器の売買）を、「会計が取り扱う領域」から除外するのである。除外された取引とその損益をどのように扱うかについては、会計以外の誰かが決めればよい。「ゼロサム・ゲーム成果集計表」とか「反社会的事業報告書」とかを作るという案もあろう。どのように扱おうとも、会計は関与しないことにする。もちろん監査の対象からも外す。

また、原材料の調達、製品の製造過程や輸送、その使用・消費によって損なわれる自然環境を回復するのに必要なコストを費用として損益計算書に載せるか、社会に対する債務としてバランスシートに載せることを約束する（当面は、注記するだけでもよい）。そうすれば、企業は、国民が求めてもいない不用品を大量生産することをやめて、地球資源の保全に努めるようになるかもしれない。そうなれば、ブータンの国王が言ったように、「GDPよりもGNH（国民総幸福量）を大事にする」国に近づくことができるのではなからうか。

「富の多さ」では「豊かさ」を測れない時代になった。豊かさを測る物差しが、「物財の豊かさ」から「心の豊かさ」に少しずつ変わってきたのではなからうか。ケインズ研究で名高いロバート・スキデルスキー氏は、政治哲学者の息子との共著『じゅうぶん豊かで、貧しい社会』（原書名は *HOW MUCH IS ENOUGH?* 村井章子訳、筑摩書房、2014年）の最終章で、こんなことを書いている。

「よい暮らし、よき人生について、あるいは富は何のためかについて社会として考えようとするのは、富裕になったいまではもはや許されない放縦と言わざるを得ない。私たちがいまやっている最大の浪費は、お金の浪費ではなく、人間の可能性の浪費である」（309頁）。

大いに賛意を表したい。今の経済学も会計学も「社会」「科学」を名乗る資格がないように思える。事の善悪を判断することを自ら放棄し、価値判断をしないこと（価値中立性）を理想としている。うぶなのか無知なのか、どちらかであろう。

社会を扱う学問は「苦痛、非効率、貧困、無知、社会的不平等」を悪として科学の力で取り除くべきだと考えてきたはずである（セドラチェック氏の上記書）。

●参考文献

-
- ジェーン・グリーンソン・ホワイト『バランスシートで読みとく世界経済史』川添節子訳、日経BP社、2014年
- 公益社団法人リース事業協会『リース需要動向調査報告書』2020年
- F. コトラー『資本主義に希望はある』倉田幸信訳、ダイヤモンド社、2015年
- 佐和隆光『経済学とは何だろうか』岩波新書、1982年
- 社団法人リース事業協会『リース需要動向調査報告書』2005年
- ロバート・スキデルスキー&エドワード・スキデルスキー『じゅうぶん豊かで、貧しい社会』村井章子訳、筑摩書房、2014年
- トーマス・セドラチェック『善と悪の経済学—ギルメシュ叙事詩、アニマルスピリット、ウォール街占拠—』村井章子訳、東洋経済新報社、2015年
- トーマス・セドラチェック「しじみ汁の経済学」朝日新聞、2016年5月19日
- 田中 弘「商法・企業会計原則における離脱規定」『会計』第130巻第4号、1986年10月

- 田中 弘『イギリスの会計制度』中央経済社、1993年
- 田中 弘・原 光世訳『イギリス財務報告基準』中央経済社、1994年
- 田中 弘「Creative Accounting とは何か」『税経通信』2000年10月
- 田中 弘『会計学の座標軸』税務経理協会、2001年
- 田中 弘『「書齋の会計学」は通用するか』税務経理協会、2015年
- 田中 弘『GDP も純利益も悪徳で栄える—「賢者の会計学」と「愚者の会計学」—』税務経理協会、2016年
- 田中 弘「経済学と会計学の犯罪—GDP も純利益も悪徳で栄える—」時事通信社『金融財政ビジネス』2017年7月13日号
- 田中 弘「会計の概念フレームワーク—「理論が先」か、「実務が先」か—」時事通信社『金融財政ビジネス』2022年1月20日号
- 田中 弘「学問の暴走を誰が止めるのか—雲の上の日本学術会議と学者の仕事ぶり—」時事通信社『金融財政ビジネス』2022年12月22日
- 田中 弘「資産の価値と収益力—働く資産と働かない資産—」神奈川大学経済貿易研究所『経済貿易研究』第49号、2023年
- 茅根 聡『リース会計』新世社、1998年
- ジャック・ペレットティ『世界を変えた14の密約』関美和訳、文藝春秋、2018年
- 村上陽一郎『科学者とは何か』新潮選書、1994年
- 村上陽一郎『文明のなかの科学』青土社、1994年
- 村上陽一郎『科学の現在を問う』講談社現代新書、2000年
- 「(対談) アメリカニズムを超えて」『諸君!』1998年10月
- 『2014 国際財務報告基準』中央経済社
- 'Accounting : A crisis over fuller disclosure', *Business Week*, 22 April 1972, p. 55.
- Christopher Nobes, *Pocket Accounting*, the Economist Books, 1998.
- Dictionary of Accounting*, Oxford, 1999.
- P. Chasney, 'Statute and standards in conflict on accounting for stock,' *Accountancy*, July 1982.